

令和2年

第12回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年12月25日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第12回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第12回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年12月25日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫		9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡		3番 辻 繁 雄
		6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員 8番 齋 藤 瑞 穂 12番 遠 山 登

○推進委員 2番 加 藤 卓 也 4番 中 村 孝 幸 5番 宮 嶋 市 郎
12番 長谷川 政 男

4 遅参委員 な し

5 早退委員 1番 曾 我 憲 司 13番 松 田 昭 悦

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 日程第 8 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて
- 日程第 9 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 10 議案第 5 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（除外）に係る意見書の交付について
- 日程第 11 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会します。</p> <p>只今の出席委員は、16名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、7番 阿部 委員、8番 斎藤 委員、12番 遠山 委員の3名です。</p> <p>推進委員の欠席は、2番 加藤 委員、4番 中村 委員、5番 宮嶋 委員、12番 長谷川 委員であります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名します。</p> <p>2番 渡辺 隆 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委 員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、2番 渡辺 隆 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委 員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして説明をします。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に月崎地区の地域集積に関連した解約が多数提出されていますので一括して説明します。</p> <p>農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約11件、95筆74,234㎡の解約で、受付番号「17ページの178番、18ページの179番、19ページの180番・181番・182番、21ページの183番、22ページの184番、23ページの185番・186番・25ページの187番、27ページの188番、28ページの189番、29ページの190番」です。</p> <p>続きまして、川前地区の地域集積に関連した解約が多数提出されていますので一括</p>

して説明します。

農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約 4 件、31 筆 26,737 m²の解約で、受付番号「29 ページの 191 番・192 番、30 ページの 193 番、31 ページの 194 番」です。

続きまして、寺社・熊居新田地区で借り手体調不良のため解約 4 件、16 筆 14,047 m²の解約が提出されていますので一括して説明します。

農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約で、受付番号「7 ページの 152 番・153 番、8 ページの 154 番、12 ページの 163 番」です。

続きまして、ただいま報告しました案件以外の案件を説明します。

1 ページをご覧ください。

農地法第 3 条 賃貸借権設定の解約になります。

受付番号 137 番、笹岡字西浦（ニシウラ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 460 m²です。

契約の内容が昭和 53 年 7 月 5 日から終了期日不明で、解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 24 日です。

受付番号 165 番、下条字上田（ウエダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,523 m²、これを含めまして合計 3 筆で 6,674 m²です。

契約の内容が昭和 62 年 5 月 8 日から平成 4 年 11 月 30 日まで、法定更新されていたものの解約です。

解約事由が「高齢による労力不足」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 4 日です。

続きまして農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約になります。

受付番号 138 番、笹岡字西浦（ニシウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,174 m²、これを含めまして合計 7 筆で 7,295 m²です。

契約の内容が平成 30 年 1 月 30 日から令和 10 年 1 月 10 日まで、解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 4 日です。

2 ページになります。

受付番号 141 番、法柳新田字平林村上（ひらばやしムラカミ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 2,501 m²、これを含めまして合計 8 筆で 7,358 m²です。

契約の内容が平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、解約事由が「労力不足」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 24 日です。

3 ページになります。

受付番号 142 番、金淵字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 583 m²、これを含めまして合計 9 筆で 11,480 m²です。

契約の内容が平成 31 年 1 月 11 日から令和 6 年 1 月 10 日まで、解約事由が「稲作をやめるため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 24 日です。

4 ページになります。

受付番号 143 番、駒林字葉萱場（ハカヤバ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,014 m²、これを含めまして合計 2 筆で 1,699 m²です。

契約の内容が平成26年1月11日から令和6年1月10日まで、解約事由が「農中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

受付番号144番、駒林字土居内（ドイウチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積695㎡です。

契約の内容が令和2年2月11日から令和7年2月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

受付番号145番、新保字駒込（コマゴメ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,585㎡、これを含めまして合計3筆で5,849㎡です。

契約の内容が平成31年1月11日から令和4年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

5ページになります。

受付番号146番、駒林字善四郎谷内（センシロウヤチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,921㎡、これを含めまして合計6筆で6,725㎡です。

契約の内容が令和2年3月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

受付番号147番、小浮字鳥尻（トッチリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積943㎡です。

契約の内容が平成24年4月11日から令和4年1月10日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

6ページになります。

受付番号148番、小浮字鳥尻（トッチリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積977㎡です。

契約の内容が平成23年3月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

受付番号149番、赤水字家ノ浦（イエノウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,047㎡、これを含めまして合計3筆で6,098㎡です。

契約の内容が平成28年4月9日から令和8年3月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月24日です。

受付番号150番、上江端字寄ノ越（ヨリノコシ）、地目、台帳・現況がともに田、地積476㎡、これを含めまして合計2筆、965㎡です。

契約の内容が令和2年3月10日から令和5年3月10日まで、解約事由が「一時転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月26日です。

受付番号151番、上江端字興野浦（コウヤウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積138㎡、これを含めまして合計6筆、6,831㎡です。

契約の内容が令和元年5月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月26日です。

8ページになります。

受付番号155番、笹岡字塚ノ目（ツカノメ）、地目、台帳・現況がともに田、地積493㎡、これを含めまして合計8筆で9,938㎡です。

契約の内容が平成28年3月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月30日です。

9ページになります。

受付番号156番、保田字駒込（コマゴメ）、地目、台帳・現況がともに田、地積921㎡です。

契約の内容が令和2年11月11日から令和3年11月10日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月30日です。

受付番号157番、上西野字上曾根（カミソネ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,471㎡です。

契約の内容が平成28年12月11日から令和8年12月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月30日です。

10ページになります。

受付番号158番、上関口、地目、台帳・現況がともに田、地積9,809㎡です。

契約の内容が令和元年12月11日から令和6年12月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月2日です。

受付番号159番、上高関字三佐エ門切（サンザエモンギリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,985㎡、これを含めまして合計5筆で9,947㎡です。

契約の内容が平成28年1月9日から令和8年1月8日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月2日です。

受付番号160番、飯山新、地目、台帳・現況がともに田、地積2,110㎡、これを含めまして合計2筆で3,822㎡です。

契約の内容が平成24年5月11日から令和4年5月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月2日です。

11ページになります。

受付番号161番、水原字千刈（センガリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,318㎡、これを含めまして合計5筆で4,043㎡です。

契約の内容が平成30年6月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「契約内容変更のため」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月2日です。

農地利用集積円滑化事業により162番案件も同様です。

12ページになります。

受付番号164番、大宮字坂の下（サカノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,366㎡、これを含めまして合計6筆で7,127㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和4年1月10日まで、解約事由が「高齢による労力不足」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月4日です。

13ページになります。

受付番号166番、大室字十二神（ジュウニシン）、地目 台帳・現況がともに田、地積746㎡、これを含めまして合計3筆で4,281㎡です。

契約の内容が平成28年12月11日から令和3年12月10日まで、解約事由が「労力不足」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月4日です。

受付番号167番、大室字新山（ニイヤマ）、地目、台帳・現況がともに田、地積3,073㎡、これを含めまして合計2筆で6,138㎡です。

契約の内容が平成28年4月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「労力不足」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月4日です。

受付番号168番、上飯塚字上野地（カミヤチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,952㎡、これを含めまして合計2筆で3,726㎡です。

契約の内容が平成25年11月9日から令和5年11月8日まで、解約事由が「契約内容変更のため」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月4日です。

農地利用集積円滑化事業により169番案件も同様です。

14ページになります。

受付番号170番、姥ヶ橋字町道上（マチミチウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積417㎡、これを含めまして合計3筆で1,395㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和5年1月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

受付番号171番、姥ヶ橋字町道上（マチミチウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積951㎡、これを含めまして合計3筆で2,130㎡です。

契約の内容が平成31年4月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

農地利用集積円滑化事業により172番案件も同様です。

15ページになります。

受付番号173番、姥ヶ橋字古田（フルタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,003㎡、これを含めまして合計9筆で11,002.60㎡です。

契約の内容が平成30年2月10日から令和5年2月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

農地利用集積円滑化事業により174番案件も同様です。

17ページになります。

受付番号175番、猫山字萱林（カヤバヤシ）、地目、台帳・現況がともに田、地積866㎡です。

契約の内容が平成30年5月11日から令和10年4月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

農地利用集積円滑化事業により176番案件も同様です。

受付番号177番、福田字村北（ムラキタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積986㎡です。

契約の内容が令和2年5月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「契約内容変更のため」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

18ページになります。

受付番号179番、七島字金堀場（カナホリバ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,383㎡、これを含めまして合計7筆で6,324㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「借り手体調不良ため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

19ページになります。

受付番号180番、山口字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積893㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和10年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月7日です。

受付番号181番、七島字前田（マエタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,021㎡です。

契約の内容が平成23年12月11日から令和3年12月10日まで、解約事由が「交換のため」です。

解約年月日が令和2年11月10日、引渡年月日が11月11日です。

33ページになります。農地中間管理事業の賃貸借権設定の解約です。

受付番号139番、嶋瀬字居裏（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積476㎡です。

契約の内容が平成30年6月30日から令和10年5月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月27日です。

農地利用集積円滑化事業により140番案件も同様です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員（笠原）

はい、議長。

議長（小嶋） はい、笠原委員。

委員（笠原） 14番 笠原です。一点お聞かせください。5ページ、146番案件の解約理由が「借り手の変更」となっていますが、152ページ、賃貸借設定のところで借り手の変更がなされていない理由をお伺いしたいのと、同じく5ページ、2段目の146番案件の「地籍」が1,320㎡となっていますが、152ページの更新案件を見ると993㎡となっています。その理由を教えてください。

事務局（長谷川） はい、議長。

議長（小嶋） はい、長谷川主任お願いします。

事務局（長谷川） 笠原委員のご質問にお答えします。解約事由については「借り手の変更」ではなく「契約内容の変更」ですので訂正をお願いします。地籍の相違についてはこれから調べまして、後ほど回答させていただきます。

議長（小嶋） 笠原さん、解約事由の「契約内容の変更」に訂正と、地籍の相違について、調べて後ほど回答することによってよろしいでしょうか。

委員（笠原） はい、わかりました。

議長（小嶋） その他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 笠原委員以外の質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書34ページをご覧ください。報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

受付番号39番、転用事業者は記載のとおりです。土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、転用面積は6筆で6,625㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。許可年月日及び許可番号が令和元年5月27日、阿農委第531002号、完了年月日が令和2年11月21日です。場所につきましては、35・36ページ的位置図、案内図をご覧ください。安田地区、砂山集落の西側に位置しております。37ページの更正図をご覧ください。申請地を塗り潰しで表示しております。38ページには土地利用計画図を掲載しております。当該地は22日に現地確認をしまいましたが、砂利採取後に圃場整備をする関係で、埋め戻しは行い表土が入っていましたが、畦畔は未設置の状態でした。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなして参りました。過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

39ページになります。

受付番号41番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字寄ノ越（ヨリノコシ）、転用面積22筆で11,962㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和元年8月26日、阿農委第501016号、完了年月日が令和2年11月25日です。

場所につきましては、40・41ページの位置図、案内図をご覧ください。

水原地区、上江端集落の須賀神社東側に位置しております。

42ページの更正図をご覧ください。申請地を塗り潰しで表示しております。

43ページには土地利用計画図を掲載しております。

44ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は22日に現地確認をしてまいりましたが、砂利採取後に圃場整備をする関係で、埋め戻しは行い表土が入っていましたが、畦畔は未設置の状態でした。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなして参りました。過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

以上で報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長（小嶋）

事務局の説明が終わりました。39番案件、41番案件につきまして、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の12番 遠山 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

本件は報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。
ここで説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

山崎主幹、お願いします。

事務局
（山崎）

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告します。

令和2年11月30日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全50件 486筆 562,482.57㎡について報告します。

議案書は45ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和3年1月29日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年1月30日、終了は集積計画と同様に賃貸借料は固定です。

配分の移転については、67ページ、125番・126番案件です。移転の理由は、

耕作者変更です。

移転後の期間は、当初配分と同様であり、賃貸借料は固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。

ここで説明員を交代します。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の100ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。

今月の申請件数は、所有権移転9件、25筆で面積が14,099㎡です。

受付番号28番、下黒瀬字古田（フルタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡、これを含めまして合計10筆で9,073㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で6,800,000円の売買です。（749,476円/10a）

101ページになります。

受付番号29番、嶋瀬字居裏（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積476㎡、これを含めまして合計2筆で1,129㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で433,900円の売買です。（384,322円/10a）

受付番号30番、駒林字土居内（ドイウチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積307㎡、これを含めまして合計3筆で1,033㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で1,000,000円の売買です。

受付番号31番、出湯字中谷地（ナカヤチ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積81㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で20,500円の売買です。

受付番号32番、六野瀬字萩野（ハギノ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積30㎡、これを含めまして合計2筆で32.74㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

102ページになります。

受付番号33番、百津字境塚（サカイヅカ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,024㎡です。

譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号34番、小河原字居付（イツケ）、地目、台帳・現況がともに田、地積623㎡、これを含めまして合計4筆で8177.49㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で300,000円の売買です。（342,000円/10a）

受付番号35番、保田字火ノ詰（ヒノツメ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積676㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で400,000円の売買です。（591,715円/10a）

受付番号36番、須走字中江（ナカエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積173㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で50,000円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書104ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。

受付番号27番、賃貸借権設定による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が小浮字鳥尻（トッチリ）、地目 台帳・現況がともに田、地積が138㎡、これを含めまして合計4筆で2,966㎡です。

転用目的は陸砂利加工プラント敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年1月1日から令和3年1月31日まで、

農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。

許可基準は、既存施設の拡張（拡張に係る敷地面積が既存施設の2分の1を超えないもの）は許可可能であります。なお、既存面積は16,493㎡となっています。

転用事由は、陸砂利採取に伴う表土置場及び資材置場で、平成22年12月17日付け、阿農委第522039号により10年間の一時転用許可を得て使用していた土地で、このたび地権者からの同意が得られたため、永久転用申請をするものです。

場所につきましては、105・106ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野川堤防沿いの稗河原場（分田8集落）と千唐仁集落の中間に位置しています。

106ページの案内図をご覧ください。申請地は丸で囲んだ塗り潰し部分になります。既存の砂利加工プラントはその南側にあります。

107ページの更正図では申請地を塗り潰しで表示しております。

108ページには土地利用計画図を添付しております。申請地は、表土置場及び資材置場として使用します。

109ページになります。

受付番号34番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が分田字浄土橋（ジョウドバシ）、地目、台帳が畑、現況が田、地積が377㎡、これを含めまして合計3筆で、地積が4,411㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う表土堆積場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年1月18日から令和5年1月17日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、平成30年1月15日付け阿農委第529019号で一時転用許可を得て、陸砂利採取の実施に伴う表土堆積場として使用していた土地で、3年間の転用期間が1月に終了となりますが陸砂利採取事業がまだ終わらないため、改めて一時転用申請をするものです。

場所については110・111ページの位置図・案内図をご覧ください。

分田本村と上江端集落の間、県道新潟・安田線分田バイパス沿いのJA北蒲みなみ低温倉庫の北側に位置しています。

112ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。更生図の左に

は、平面図として土地利用計画図を表示しており、図のように表土堆積場として利用します。

113ページは採取計画全体の土地利用計画図を添付しております。申請地は斜線で表示しております。

114ページになります。

受付番号35番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が若葉町、地目、台帳が田・現況が畑、地籍231㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年4月1日から令和3年8月30日まで、

農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在魚沼市のアパートに居住していますが、子供が産まれたことを機に妻の実家に近い当該地を買い受けて住宅を新築するものです。

場所につきましては、115・116ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 若葉町地内の住宅地の中に位置しております。

117ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

118ページは土地利用計画図・排水計画図になります。雨水は道路側溝に流す計画です。

119・120ページは建物平面図を掲載しております。

121ページは立面図を掲載しております。

122ページになります。

受付番号36番、賃貸借権設定による永久転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が草水字内河原（ウチガワラ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が546㎡です。

転用目的は倉庫建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年1月10日から令和3年1月30日まで、農地区分につきましては、当該地が草水集落内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。

転用事由は、申請者は酒店を経営しており、商店向かいの申請地を借り受けて、店の倉庫として利用するものです。

この案件につきましては、農地法についての認識がなかったため、前所有者の■■■■氏より借地し倉庫を建てたもので、現在も現所有者の■■氏の妻から引き続き借地をして使用しているもので始末書付きの追認案件であります。

場所につきましては、123・124ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は安田地区 草水地内、宅地と原野と国道に囲まれた草水集落内の住宅が連たんしている区域内にあります。

125ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

126ページは土地利用計画図です。

以上で議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この議案について、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いします。

最初に27番案件、35番案件について、2番 渡辺 隆 委員より現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺隆）

2番 渡辺です。先日22日火曜日に現地確認して参りました。最初に27番案件ですが、事務局の説明のとおり所有者の同意が得られたので、永久転用を申請したもので、特に問題ないと見て参りました。

続きまして35番案件につきましては、申請地は住宅地の中にあり現在は畑地であります。雨水は道路側溝に流れ、生活雑排水は公共下水道に接続するもので問題ないと見て参りました。以上報告いたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

次に34番案件、36番案件については8番 斎藤 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

ここで説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

山崎主幹、お願いします。

事務局
（山崎）

議案書の127ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて説明申し上げます。

令和2年12月10日公告 受付番号11番 土地の所在が下条字下田、1,908㎡、1筆を10aあたり、720,000円で売買するものでしたが、所有者の都合により、申し出があり、双方合意により取り下げるものです。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
お諮りします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取下げについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで先ほど笠原委員から質疑のあった、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、146番案件2段目の地籍と議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての賃貸借権設定43番案件2段目の地籍の相違について事務局から説明があります。

山崎主幹お願いします。

事務局 (山崎) 先ほど笠原委員からご質問がありました地籍の相違についてご説明いたします。
農地基本台帳を確認したところ、当該農地は同一の農地であります。地番が7442-1-1と孫枝番がついていまして別に7442-1-2と7442-1-3がありましてこの3つで本来1筆の7442-1、1,320.00㎡の筆であります。
旧京ヶ瀬村ではよくあるんですが、1筆の中に現況「田」と「畑」等が混在している場合、「孫枝番」をつけて分けて台帳管理してあるものがあります。
このことから、7442-1は1,320㎡で7442-1-1は993㎡、7442-1-2は261㎡、7442-1-3は66㎡であり、従って5ページの地籍、1,320㎡は誤りで993㎡が正しい地籍ですので訂正をお願いします。併せて小計の面積を6,725㎡から6,398㎡に訂正をお願いします。
また、解約システムと基盤強化法のシステムで相違があり誤った数字が記載された原因について、システム管理会社に照会等いたしまして検証して参ります。以上です。

議長 (小嶋) ありがというございました。
事務局から笠原委員の質疑について説明がありました。笠原委員よろしいでしょうか。

委員 (笠原) はい、わかりました。

議長 (小嶋) 皆さんもよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
続きまして、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
山崎主幹、お願いします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

・所有権移転	8件	18筆	19,204.22㎡
・賃貸借権設定	154件	721筆	709,708.59㎡
・使用貸借権設定	4件	6筆	2,368㎡
・農地中間管理権設定	23件	202筆	279,627.00㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は128ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。

受付番号1番、土地の所在が駒林字諏訪原、台帳・現況とも田、958㎡、これを含め合計9筆、11,756㎡を650,000円・700,000円で売買するものです。

129ページをご覧ください。

受付番号2番、土地の所在が寺社字道山、台帳・現況とも田、752㎡、1筆を10a当たり650,000円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が中島字古川、台帳・現況とも田、750.22㎡、1筆を10a当たり700,000円で売買するものです。

受付番号4番、土地の所在が赤水字川添、台帳・現況とも田、1,299㎡、これを含め合計3筆、2,799㎡を10a当たり700,000円で売買するものです。

受付番号5番、土地の所在が堀越字土本、台帳・現況とも田、495㎡、1筆を10a当たり680,000円で売買するものです。

受付番号6番、土地の所在が七島字前田、台帳・現況とも田、1021㎡、1筆を受付番号7番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

130ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在が七島字土居下、台帳・現況とも田、1007㎡、1筆を受付番号6番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号8番、土地の所在が京ヶ島字居浦、台帳・現況とも畑、624㎡、1筆を総額220,000万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

132ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が草水字豊ヶ爪、台帳・現況とも田、918㎡、1筆を令和3年1月11日から令和13年1月10日までコシヒカリ総量60kgで賃貸借するものです。

受付番号7番、土地の所在が寺社字大正ワン、台帳・現況とも田、1025㎡、これを含め合計10筆、10,401㎡を令和3年1月11日から令和13年1月10日まで10a当たり23,000円、11,500円で賃貸借するものです。

134ページをご覧ください。

受付番号8番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳田・現況とも田、1,021㎡、これを含め合計2筆、2,014㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

受付番号9番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳田・現況とも田、637㎡、これを含め合計7筆、6,368㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

143ページをご覧ください。

受付番号22番、土地の所在が水原字伊賀穂、台帳・現況とも田、1,634㎡、これを含め合計4筆、5,453㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり28,000円で賃貸借するものです。

146ページをご覧ください。

受付番号30番、土地の所在が小松字上川原、台帳畑・現況とも田、1,036㎡、これを含め合計2筆1,811㎡を令和3年1月11日から令和12年12月10日まで10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

147ページをご覧ください。

受付番号31番、土地の所在が小松字十二道南、台帳・現況とも田、997㎡、これを含め合計4筆、4,053㎡を令和3年1月11日から令和12年12月10日まで10a当たり、コシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

150ページをご覧ください。

受付番号40番、土地の所在が水原字千刈、台帳・現況とも田、2,275㎡、これを含め合計9筆、11,393㎡を令和3年1月11日から令和9年1月10日まで10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

152ページをご覧ください。

受付番号45番、土地の所在が保田字源四郎、台帳・現況とも田、458㎡、これを含め合計4筆、3,123㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり18,000円で賃貸借するものです。

162ページをご覧ください。

受付番号65番、土地の所在が野村字中野地、台帳・現況とも田、1,550㎡、これを含め合計4筆、3,530㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり24,900円で賃貸借するものです。

166ページをご覧ください。

受付番号71番、土地の所在が上福岡字清蔵前、台帳・現況とも田、1,071㎡、1筆を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり24,000円で賃貸借するものです。

168ページをご覧ください。

受付番号74番、土地の所在が西岡字巳ノ明 台帳・現況とも田、512㎡、1筆を

令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり24,000円で賃貸借するものです。

188ページをご覧ください。

受付番号110番、土地の所在が新保字巾、台帳・現況とも田、974㎡、これを含め合計8筆、7,325㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり18,000円で賃貸借するものです。

203ページをご覧ください。

受付番号141番、土地の所在が沢田字柴橋、台帳・現況とも田、409㎡、これを含め合計5筆、2,574㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり15,000円で賃貸借するものです。

207ページをご覧ください。

受付番号151番、土地の所在が折居字花水、台帳・現況とも田、906㎡、これを含め合計22筆、11,222㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

209ページをご覧ください。

受付番号152番、土地の所在が百津字境塚、台帳・現況とも田、505㎡、1筆を令和3年1月11日から令和6年1月10日まで10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

受付番号153番、土地の所在が山崎字山ヤ、台帳・現況とも田、1,522㎡、これを含め合計4筆、4,725㎡を令和3年1月11日から令和8年1月10日まで10a当たり24,900円で賃貸借するものです。

受付番号154番、土地の所在が切梅新田字前田、台帳・現況とも田、1,001㎡、1筆を令和3年1月11日から令和5年1月10日まで10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

212ページをご覧ください。

89番案件から92番案件については親子間の賃貸借移転の案件であります。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明します。

213ページをご覧ください。

受付番号32番、土地の所在が小松字曾川原沢田、台帳・現況とも田、360㎡、1筆を、令和3年1月11日から令和12年12月10日まで、使用貸借するものです。

214ページをご覧ください。

受付番号88番、土地の所在が小浮字諏訪野、台帳・現況とも田、193㎡、これを含め合計2筆、282㎡を、令和3年2月11日から令和13年1月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号131番、土地の所在が小松字上川原、台帳・現況とも田、996㎡、これを含め合計2筆、1393㎡を、令和3年1月11日から令和12年12月10日まで、使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

215ページからご覧下さい。

受付番号1番、土地の所在が熊堂字大割、台帳畑・現況田、22㎡、これを含め合計33筆、43,382㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

受付番号2番、土地の所在上高関字高割、台帳・現況とも田、220㎡、これを含め合計16筆、24,008㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

220ページをご覧ください。

受付番号3番、土地の所在上高関字高割、台帳・現況とも田、2,547㎡、これを含め合計7筆、10,065㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

221ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在熊堂村新田字卯高入、台帳・現況とも田、2,022㎡、これを含め合計6筆、8,202㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

受付番号5番、土地の所在飯山新字作場、台帳・現況とも畑、246㎡、これを含め合計3筆、1,465㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

222ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在上高関字スワ前、台帳・現況とも田、364㎡、これを含め合計12筆、15,929㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

223ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在上高関字スワ前、台帳・現況とも田、893㎡、これを含め合計16筆、31,327㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

225ページをご覧ください。

受付番号8番、土地の所在上高関字スワ前、台帳・現況とも田、1,099㎡、これを含め合計7筆、21,623㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

226ページをご覧ください。

受付番号9番、土地の所在上高関字三左エ門切、台帳・現況とも田、1,994㎡、これを含め合計2筆、3,981㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

受付番号10番、土地の所在在上高関字三左エ門切、台帳・現況とも田、1,985㎡、これを含め合計5筆、9,947㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで28,000円で設定するものです。

227ページをご覧ください。

受付番号11番、土地の所在上高関字天保田、台帳・現況とも田、1,991㎡、これを含め合計2筆、3,997㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで0円で設定するものです。

受付番号12番、土地の飯山新、台帳・現況とも田、2,110㎡、これを含め合計2筆、3,822㎡を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで25,000円で設定するものです。

受付番号13番、土地の所在上関口、台帳・現況とも田、9,809㎡、1筆を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで28,000円で設定するものです。

受付番号14番、土地の所在上西野字上曾根、台帳・現況とも田、2,471㎡、1筆を令和3年1月9日から令和9年1月10日まで30,000円で設定するものです。

受付番号16番、土地の所在が堀越字仲作、台帳・現況とも田、386㎡、これを含め合計19筆、23,905㎡を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで25,000円で設定するものです。

229ページをご覧ください。

受付番号17番、土地の所在が大室字新山、台帳・現況とも田、1,364㎡、これを含め合計6筆、7,875㎡を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで25,000円、21,000円で設定するものです。

受付番号18番、土地の所在が次郎丸字片田、台帳・現況とも田、74㎡、これを含め合計22筆、19,486㎡を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで0円で設定するものです。

233ページをご覧ください。

受付番号19番、土地の所在が嶋瀬字村下、台帳・現況とも田、1,363㎡これを含め合計5筆、6,561㎡を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで24,000円で設定するものです。

受付番号20番、土地の所在が寺社字道上、台帳・現況とも田、1,952㎡、これを含め合計5筆、9,870㎡を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで23,600円で設定するものです。

234ページをご覧ください。

受付番号21番、土地の所在が下条字中田、台帳・現況とも田、1,388㎡、1筆を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで26,000円で設定するものです。

受付番号22番、土地の所在堀越字仲作、台帳、畑・現況、田、52㎡、これを含め合計3筆、1,096㎡を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで23,000円で設定するものです。

受付番号23番、土地の所在が窪川原字古阿賀、台帳・現況とも田、100㎡、1筆を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで20,000円で設定するものです。

受付番号24番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、876㎡、1筆を令和3年1月9日から令和13年1月10日まで22,000円、20,000円、18,000円、15,000円、13,000円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。

・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
・農作業に、常時 従事すると 認められること。
・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の10番案件について、18番 相馬委員が譲受人であります。

同じく賃貸借権設定の111番案件の譲受人が「笠原 真 氏」であり、14番 笠原委員が関係者となっております。

また、中間管理権設定の2番案件の譲渡人が「本間 正樹 氏」であり、4番 本間委員が関係者となっております。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにします。

それでは、最初に賃貸借権設定の10案件について、審議しますので、18番 相馬委員の退室をお願いします。

— 相馬委員 退室 —

相馬委員が退室されましたので、10番案件について、審議します。ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。10番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、10番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

18番 相馬委員の入室をお願いします。

— 相馬 委員 入室 —

相馬 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借権設定の111番案件について、審議しますので、14番
笠原 委員の退室をお願いします。

— 笠原 委員 退室 —

笠原 委員が退室されましたので、111番案件について、審議します。ご質疑がご
ざいましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。111番案件について、原案のとおり承認することにご異議ござい
ませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、111番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしまし
た。
14番 笠原 委員の入室をお願いします。

— 笠原 委員 入室 —

笠原 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、中間管理権設定の2番案件について、審議しますので、4番 本間
委員の退室をお願いします。

— 本間 委員 退室 —

本間 委員が退室されましたので、中間管理権設定の2番案件について、審議します。
ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。中間管理権設定の2番案件について、原案のとおり
承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、中間管理権設定の2番案件について、原案の
とおり承認することに決定いたしました。
4番 本間 委員の入室をお願いします。

— 本間 委員 入室 —

本間 委員が着席されましたので、続けますが、
ただ今3時10分、1番 曾我 委員と13番 松田 委員が早退いたしました。現在
出席委員は14名です。

続きまして、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議します。
ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。先程、決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり
承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、先程、決定した議事参与の案件以外の案件に
ついて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の
決定について、全て原案のとおり承認されました。

ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第10 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)
に係る意見書の交付について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局 238ページをご覧ください。

(長谷川)

議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付につ
いて説明します。

受付番号258番として提出されましたがこれについて、農振農用地区域から除外
することに問題が無いか、239ページのとおり意見を求められておりますのでご審
議願います。

なお、農振農用地からの除外が承認されたのちには、転用申請が提出されると思わ
れます。

意見書の交付申請者は阿賀野市長です。変更原因者及び土地所有者は記載のとおり
です。

申請地は、保田字老ケ池(オイガイケ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積63㎡、
これを含めまして合計5筆、2,135㎡です。

除外理由は、事業計画者は阿賀野市に事業所を置く製材・建築業者で、既存工場の
設備入替・増設のため生産能力が向上し、既存の職員駐車場及び加工製品置場を原材
料及びカット資材置場として利用することになり、新たに職員駐車場及び加工製品置
場が必要となり農用地区域から除外するものです。

除外後は、第1種農地となり既存施設の1/2までの拡張のための農地転用が可能と
なります。

場所につきましては、246・247ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区、県道新潟・安田線と旧県道に挟まれた新江用水路沿いに位置しております。

248ページは変更箇所詳細図です。赤が変更箇所です。緑が農用地区域、黄色が農振白地です。

249ページは更生図です。申請地は太枠で囲って表示しています。

250ページは土地利用計画図です。

251ページは全体の土地利用計画図です。図のように申請地の旧県道を挟んで南側には既存施設のプレカット工場や資材置場があります。

以上で議案第4号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（除外）に係る意見書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきまして、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

258番案件について、2番 渡邊 隆 委員より現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺隆）

2番 渡辺です。258番案件について報告いたします。

この申請地は規模拡大により従業員の駐車場が不足するため、道路を挟んだ向かい側に駐車場と製品置場を整備するもので何も問題ないものと見て参りました。

以上報告します。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（除外）に係る意見書の交付について、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員（小林）

はい、議長。

議長（小嶋）

はい、小林委員

委員（小林）

17番小林です。この案件に対して異議はないのですが、従業員の数が増えたため駐車場を確保するという話だったんですけどもどの位の人数が増えるのでしょうか。

事務局
（長谷川）

小林委員のご質問にお答えします。

243ページをご覧ください。中ほどに載っているんですが新規採用従業員6名となっています。

委員（小林）

あと隣接農家の皆さんや土地改良区の承諾は得ているわけですね。

事務局
（長谷川）

はい、隣接農家の皆さんや土地改良区等事前協議は終了しています。

委員（小林）

それから、前に京ヶ瀬の工場で駐車場用地の拡張のため、本来転用できない隣接農地の農振除外を行なう申請のなかに地元阿賀野市民のを採用することも要件にして、地元雇用の創設に寄与することであればと農振除外したことがあったと思うんですが、この案件にも地元の方の採用につながるよう、口頭で良いので地元の方の採用について要請してはいかがですか。

事務局

小林委員のご提案のとおり、本案件の地元の方の採用について配慮願う要請につい

(佐 藤) て、口頭で要請させていただきます。

議長 (小嶋) 小林委員よろしいでしょうか。

委員 (小林) はい、わかりました。

議長 (小嶋) 皆さんもよろしいでしょうか。

委 員 (「な し」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について、原案のとおり同意することの意見書を交付し、併せて口頭にて地元の阿賀野市民の採用について配慮願うことを要請することとしてよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について、原案のとおり同意することの意見書を交付し、併せて口頭にて地元の阿賀野市民の採用について配慮願うことを要請することに決定いたしました。

続きますて、日程第11その他について、事務局で何かございますか。

事 務 局 (特になし)

議長 (小嶋) 他に、皆さんの方から何かございませんか。

委 員 (「な し」の声)

議長 (小嶋) 特にないようでございます。
それでは、以上で、本日の総会の案件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 15時27分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年12月25日

議事録署名委員 2番 ⑩

議事録署名委員 5番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議長
農業委員会会長 ⑩